

我が国の目指す食料システムの姿（案）

1. 国連食料システムサミットに向けた我が国の貢献

- ・ 気候変動に伴う大規模自然災害、世界人口の増加、生態系の破壊、COVID-19 などに伴うパンデミックなどの課題に対応し、SDGs を達成していくためには、持続可能な食料システムへの変革が不可欠である。国連食料システムサミット（FSS）は、SDGs 達成に向けた「行動の 10 年」の一環として、様々なステークホルダーが参加し、食料システムを変革していくための具体的な行動を議論する重要な機会である。
- ・ 食料システムの変革を推進していくためには、自然条件に左右される農業のあり方を変革する必要があり、本分野におけるイノベーションの創出を促進する必要がある。我が国ではスマート農林水産業を含む最新の農林水産・食品関連技術の開発・実装について積極的な取組が進められており、世界の食料システムの変革に貢献することができる。加えて我が国では、長い歴史の中で里山・里海の豊かな自然や生態系を巧みに活用した多様な農林水産業とそれを生かした食文化が営まれ、継承されてきており、地球環境と共存する持続可能な食料システムに有益な知見が多々ある。
- ・ 他方、多くの食料を輸入に依存する我が国は、世界の食料システムと深くつながっており、自らの食料調達や消費のあり方が輸出国の環境・自然資本に大きく影響を与えることを認識し、国際社会とも連携し、それら国々の自然資本の保全に積極的に貢献していく必要がある。
- ・ 我々は、このような認識に基づき、持続可能な食料システムの構築のため、昨年 11 月以降、生産者団体、食品関連企業、消費者団体等、国内の様々なステークホルダーと 50 以上の国内対話を実施し、活発な議論を行った。そして、本年 5 月に、食料・農林水産業の生産性向上と持続可能性の両立をイノベーションで実現するアジアモンsoon地域の新しい持続的な食料システムの取組モデルとして「みどりの食料システム戦略」を策定した。
- ・ FSS においては、これらの成果を踏まえ、以下のとおり我が国の目指す持続可能な食料システムの姿を表明し、また、考えを共有する他国とも連携し、サミットの成功に貢献する。

2. 我が国の目指す持続可能な食料システムの姿

(1) 「みどりの食料システム戦略」等に基づく、地域ごとの違いを踏まえた取組の実施

(基本的な考え方)

- ・ 持続可能な食料システムの構築には、万能 (one-size-fits-all) の解決策はなく、それぞれの国・地域の気候風土、農林水産業の形態、及びそれらに基づく食生活に即したアプローチを実施していくことが必要である。共通の目標に向かって各国の多様なアプローチを尊重することこそが、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない (leave no one behind)」に合致するものである。
- ・ 世界全体の農業・林業・その他土地利用から発生する温室効果ガスのうち、アジア地域からの排出量が約4割を占める。水田から発生するメタンガス等、本地域での温室効果ガスの排出削減は重要な課題である。一方、高温多湿なアジアモンスーン地域では、病害虫の発生リスクも高いことなどにより、農薬・肥料の使用軽減の取組等において、欧米等の比較的乾燥した地域と同じアプローチを採用することは困難である。
- ・ このような本地域の特徴も踏まえ、我が国では本年5月に、欧米とは気象条件や生産構造が異なるアジアモンスーン地域の新しい持続的な食料システムの取組モデルとして、「みどりの食料システム戦略」を策定した。本戦略に基づき国内での取組を推進するとともに、同様の課題を共有するアジアモンスーン地域で適用可能な技術等の海外展開を通じ、本地域における持続可能な食料システムの構築に貢献する。

(各国・地域ごとの違いを踏まえた取組の実施)

ア. 化学農薬・化学肥料の低減

農林水産分野の持続性を確保していくためには、有機資源の循環利用やスマート農林水産業の普及等によって、地域条件に即し化学農薬・肥料の使用による環境負荷を低減することが重要である。

我が国は、これらを通じて、

○2050年までに、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることにより、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す。

○2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。

イ. 有機農業の推進

有機農業の拡大のためには、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう次世代有機農業に関する技術を確立するとともに、気候・地理的条件や作付け体

系等、地域の特性に応じた取組を推進することが重要である。

我が国は、これらを通じて、

○2050年までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指す。

ウ. 温室効果ガスの排出削減

農林水産・食品分野からの温室効果ガスの排出削減を進めるためには、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を含む、化石燃料から再生可能エネルギーの切替えの加速化、化石燃料を使用しない施設への移行、農林業機械・船舶の電化・水素化等に関する技術の確立、森林吸収源保全及び強化、違法伐採対策などカーボンニュートラルの確実な実現に向け、各国が適切な政策を講じることが重要である。

我が国は、これらを通じて、

○2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現を目指す。

エ. 持続可能な原料調達

食品産業等の企業活動において、持続可能性に配慮した物品調達が行われるよう、現状を的確に把握するとともに、官民一体となった対応を推進することが重要である。

我が国は、これらを通じて、

○2030年までに、食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。

オ. 食品ロスの削減

世界では生産される食料の約1/3がロス・廃棄されており、SDGsにおいても2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させることがターゲットとして設定されている。このため、多様なステークホルダーと協調し、各国が食品ロスを2030年までに半減する目標を設定することが重要である。

我が国は、以上を踏まえ、

○2030年度までに、事業系、家庭系食品ロスを2000年度比で半減する。また、事業系食品ロスについて、2050年までに、関連技術の進展により最小化を図る。

カ. バランスのとれた食生活の推進

持続可能な消費の実現のためには、各国・地域の食文化を尊重しつつ、栄養面のみならず環境面も考慮した「バランスのとれた食生活」とそのための食育を推進することが重要である。このため、各国の関連ガイダンスや食育におけるカリキュラム等に環境面

の要素を盛り込むこと、また、ガイダンス等を通じ個々人が自らの食生活パターンに即した取組を行うことを支援することが必要である。

以上を踏まえ、我が国は、伝統的な我が国固有の和食文化の継承を行いつつ、

○本年3月に策定した環境の要素を盛り込んだ第4次食育推進基本計画に基づき、栄養面のみならず環境面も考慮した「バランスのとれた食生活」とそのための食育を推進する。

○食生活と健康に関する科学的知見・科学的根拠の蓄積と情報発信を行うとともに、FAO や国際社会と連携し、地域の伝統食の健康面でのメリットを普及する。

キ. 水産物の持続的生産体制の構築

水産資源の科学的根拠に基づいた適切な管理の必要性が世界的に高まる中、資源管理の強化と違法・無報告・無規制（IUU）漁業の撲滅等を行っていくことにより、水産物の持続的な生産体制を構築することが重要である。

また、養殖業についても、世界の水産物の供給量の半分を占める重要なセクターであるが、漁場管理や天然資源への負荷の低減により、環境負荷に配慮した適切な政策を講じることが重要である。

我が国は、このため、

○数量管理対象魚種を漁獲量ベースで約8割まで拡大するとともに、領海及びEEZにおける違法な漁業の取締りを強化する。

○IUU 漁業撲滅のため、強化された IUU 漁業由来の漁獲物の輸出入規制措置を 2022 年に導入するとともに、違法漁業防止寄港国措置（PSM）協定の推進を含め、FAO や地域漁業管理機関（RFMOs）と連携して国際的な IUU 漁業対策を強化する。

○2050 年までに人工種苗の導入拡大や配合飼料給餌への完全転換により、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を目指すとともに、海藻類を含む海洋生態系による CO2 固定化（ブルーカーボン）を推進していく。

ク. 農山漁村発イノベーションの推進

農村を舞台とした新たな価値を創出し、地域の所得と雇用機会を確保するためには、農村地域の振興や地域のサプライチェーンの強靱化に資する、多様な人材の参加による農山漁村地域の地域資源を活用した産業振興やイノベーション創出を推進することが重要である。

なお、その際、女性や若者が地域のビジネスや政策決定に参画し、その意見・アイデアを取り入れた取組が推進されることが重要である。

このため、我が国は、

○農山漁村発イノベーションに取り組む事業体に対する投資を推進する。

ケ. 民間投資の促進

持続可能な食料システムへの変革に重要なイノベーション等の促進には、相当の資金が必要になることから、ESG 投資やインパクト投資などの民間資金が必要な主体に適切に向けられることが重要である。その際、食料システムが大企業や大規模生産者だけではなく、小規模生産者、家族農家、中小企業、スタートアップ企業など多様な主体によって担われていることを認識し、これらの者に対する資金アクセスの向上を積極的に図っていく必要がある。

また、イノベーションの推進のためには、農業生産技術等の知的財産の不当な流出を回避することが必要である。

我が国は、以上を念頭に、国際社会と連携して、

- 持続可能性の向上や環境保全に関する ESG 投資等を促進するとともに、
- 気候関連財務情報開示タスクフォース TCFD 提言に基づく気候関連リスクの情報開示を推進する。併せて、知的財産の適切な保護に取り組む。

(2) 国際社会と連携した取組の実施

ア. 自由で公正な貿易ルールに基づく食料サプライチェーンの強化

持続可能な食料システムの実現のためには、COVID-19 の世界的なパンデミックなどに伴う輸出規制の拡大など、貿易を制限するための政策により、国際市場における食料価格の過剰な乱高下や、世界のフードサプライチェーン及び特に脆弱な人々の食料安全保障と栄養に悪影響を生じさせないことが重要である。

このため我が国は、

- 自由で開かれた公正な貿易ルールに基づく食料の円滑なサプライチェーンの強化に世界各国と協調して取り組む。

イ. 栄養改善、貧困及び飢餓の撲滅等に向けた国際貢献

健康的で持続可能な食料システムに欠かせない栄養は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの基礎となる重要な分野である。我が国は、人間の安全保障の理念の下、これまで国際機関等と連携しつつ、途上国を含め、健康的で持続可能な食料システムの構築に向けた国際的な支援を行ってきた。

かかる観点のもと、我が国は、

- 世界の栄養改善の現状と課題を確認し、課題解決のための国際的な取組を推進するために、食料システムサミットとの相乗効果を図りつつ、東京栄養サミットを開催する。

○今後も、国際社会とともに、世界の貧困及び飢餓の撲滅や、食料安全保障と栄養改善をめぐる様々な問題に取り組んでいく。

3. ステークホルダーのコミットメント等

- ・ 国内対話を通じ、多くのステークホルダーが、FSSの趣旨に賛同し、自らが実施する持続可能な食料システムの構築の取組をコミットした。
- ・ 総数は61件で、それぞれのコミットメントは別紙
(https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/FAO/pdf/commitment-70.pdf) のとおり。

(以 上)